

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 相愛福祉会 相愛こども園	施設 種別	保育所 (旧体系：)
評価機関名	特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

令和8年2月10日

総 評

相愛こども園は、1939年に婦人会が中心となって始めた保育を前身として、昭和29年に前理事長が個人資産を用いて保育園の運営を開始、昭和54年に社会福祉法人を取得しました。その後、平成5年には新しく園舎を改装して定員を120名に増員し、令和2年には幼保連携型認定こども園に移行し、現在に至っています。法人理念として、「乳幼児が生涯において、人間形成を確立する重要な仕事であることを自覚し、母親にも勝る愛情で子どもの最善の利益を考え、適切な養護と教育により、健全な心身の発達を図る」「地域と連携をとり、子育て支援と福祉の増進を図る」を掲げ、舞鶴市や地域のニーズに応え、本園の他、障害児保育、延長保育、一時保育、子育てサポート等の事業を展開しています。また、乳幼児期の終わりまでに育てほしい姿等が明示された「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」をふまえ、相愛子ども園の教育保育目標を掲げ、保育実践をされています。

運営面においては、3年前から情報アプリ「ルクミー」を導入し、各保育室の入口にパソコンを設置することで、保護者が子どもの変化や連絡事項を入力できる体制を整備しています。保護者は自身のスマートフォンからもアプリを通じて情報を送信でき、日常的な連携がスムーズに行われています。写真販売も同アプリ上で実施しており、利便性の高い仕組みが導入されています。加えて、登園状況などを管理する別の園児管理システムも併用し、情報の一元管理が図られています。また、すべてをシステムに依存するのではなく、Wordによる活動内容の作成など、手作りの情報提供も併せて行い、温かみのある対応も継続されています。

ルクミー導入時には、職員間で議論を重ね、課題と解決策を共有しながらルールの定着を図っており、導入後も都度発生する課題に対して話し合いを重ねながら柔軟に改善に取り組む姿勢が維持されています。

地域との関わりについても積極的な姿勢が見られ、コロナ禍以降、老人ホームへの慰問活動を再開し、舞鶴市からの招待による外国船の歓迎行事への参加や、地域の祭りへの参加も継続されています。これらの活動は、地域高齢者との交流の場ともなっており、「子どもと会えて嬉しい」という声も聞かれています。

保護者との関係づくりにおいても、多様な工夫がなされています。コロナ禍では園の様子を動画配信で伝える工夫がなされましたが、保護者へのヒアリングを経て、令和7年度からは親子遠足へと方針を転換。アンケート（Googleフォームを活用）を実施し、保護者の意向を反映した運営が行われています。親子遠足では、保護者が子どもとの関わりを間近で見る機会となり、また職員と保護者の交流の場にもなっている点が好評です。

その他、写真やアルバムの販売においては、業者の見積もりを開示し透明性を確保。写真プレゼント等のルール変更についても、園側が一方的に決めるのではなく、保護者アンケートを通じて意見を反映したうえで決定しており、保護者との信頼関係の構築が丁寧に行われています。

さらに、京都府の「食のみらい宣言・実践活動コンクール」へ出展し、

	<p>入賞するなど、食育への積極的な取り組みも評価できます。園児の生活の安心・安全を守る取り組みとしては、各保育室に360°カメラを設置し、転倒時など必要に応じて保護者に映像を共有する仕組みも構築されており、保育の透明性と信頼性が高められています。</p> <p>屋外スペースについても有効に活用されており、子どもたちができるだけ外で活動できるよう環境づくりに努められています。</p> <p>これらの取り組み全体を通じて、ICTとアナログのバランスを取りながら、子ども・保護者・地域との信頼関係を丁寧に築き、保育の質向上に向けて継続的な努力がなされている姿勢が高く評価されます。</p>
<p>特に良かった点(※)</p>	<p>II-1-(2)管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>この5年間で施設運営が大きく前進し、増築により保育環境が広がって園児・職員双方にとって使いやすい空間が整備されている点です。あわせてICTを効果的に活用し、事務負担を軽減することで、職員が保育現場に費やす時間を増やしている点も評価できます。保護者アンケートではGoogleフォームを活用し、回答しやすい仕組みで保護者の声を継続的に拾い、改善につなげる土台を整えています。さらに、保育の質向上と働きやすい職場環境の実現に向け、経営状況やコストバランスを踏まえた職員の募集・採用を行い、人員体制の強化に取り組んでいる点が良好です。毎月の職員会議では、園長が業務改善やICT化の意義を具体的な数値を交えて説明し、自ら率先して業務改革を推進しているため、職員の納得感と実行力が高まっています。加えて、エアコン使用やプールの水管理など日常的なコスト意識を指導し、無駄の削減と適正な運営を徹底している点も特に良かった点です。</p> <p>II-2-(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>事務機能の強化に積極的に取り組み、システム化やペーパーレス化を進めることで、法人運営全体の安定性と効率性の向上につなげている点が特に高く評価できます。こうした基盤整備が、施設運営をより強固なものにしていることがうかがえます。また、人材採用を計画的に進め、必要な職員を着実に確保することで、充実した人員配置を実現している点も大きな強みです。人材不足が課題となる中で、職員の業務負担を適切に分散し、私生活との両立がしやすい働きやすい環境づくりを進めていることは、職員の定着にも効果を上げているといえます。さらに、新卒職員には指導係を配置し、育成計画を策定するなど、職員一人ひとりの成長を支える体制が整えられています。福祉人材育成認証制度の取得を通じて、採用と定着の両面に積極的に取り組んでいる点も評価できます。加えて、ハローワークや保育人材マッチングセンターを活用して求人活動を強化するとともに、無資格の保育補助職員の採用や子育て支援員講習の受講促進など、育成支援体制も充実しており、人材確保と育成を一体的に進めている点が優れています。</p>

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>I-3-(1)中長期的なビジョンと計画が明確にされている。 中長期の資金収支計画や修繕・積立の検討が園長・副園長を中心に日々行われている一方で、その内容が文書として明文化されていない点です。統計データを基にした環境把握、園舎の老朽化状況と大規模修繕時期の整理、将来支出に備えた積立計画、現場職員の参画と意見反映など、計画策定に必要な材料や実践はすでに整っています。そのため、現状の取り組みを「寄せ集め」て体系化し、中長期計画として整理・記録したうえで、単年度の資金収支計画・予算、さらに保育計画等の各種事業計画へ一貫して落とし込む形に繋げていくことが望まれます。これにより、方針と数値根拠、修繕計画、単年度計画の関連が職員間で共有しやすくなり、運営の見通しと説明責任が高まり、実効性の高い事業計画として整備されます。</p>
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「abc」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	相愛こども園
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク一期一会
訪問調査日	令和7年9月2日(火)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A
			[自由記述欄] 1) 法人理念はホームページおよび施設玄関に掲示し、外部・来訪者・保護者へ明確に周知している。職員に対しては毎年4月の新年度会議で法人理念の読み合わせを実施し、継続的な周知と共有を定着させている。保護者には入園説明会で入園のしおりをもとに説明するとともに、クラス懇談会や4月発行の園だより等で周知している。		

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
			3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A
[自由記述欄] 2) 舞鶴市の人口推計や全国の出生数等を基に地域・業界動向を踏まえ、経営環境の把握に努めている。年度当初に入園児童数をもとに事業計画予算を作成し、単年度の資金推移を把握している。年度末に保護者アンケートを毎年実施し、結果をホームページで公表して利用者ニーズを可視化している。職員間の定期的な話し合いと管理者への報告体制を整え、課題共有を図っている。ブログ発信やGoogleフォーム導入で見学申込の利便性を高め、これから通う家庭にも情報提供している。 3) 業務改善やICT化、システム導入は運営側と現場側が協議の場を設け、意見共有しながら進めている。現場は乳児・幼児等のグループごとに定期的な話し合い、業務課題を含め園長・副園長へ報告する体制を確立している。クラス会議を実施し、月1回の職員会議には各クラス・部門から1名が参加して情報共有を図っている。築30年以上の施設については、令和15年までの修繕計画に基づき予算を立て、計画的な維持管理を行っている。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	B	B
			5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	B
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
			7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	B
[自由記述欄] 4) 舞鶴市の人口推計や全国の出生数など統計データを基に、中長期視点で資金収支計画を策定している。園舎の老朽化や大規模修繕時期を把握し、積立計画を立てて将来支出に備え、安定的な運営体制を構築している。策定には現場職員が参画し、園長・副園長へ意見を上げ、予算作成へ反映している。一方で、中長期計画は園長・副園長が日々検討しているが、明文化はされていない。 5) 中長期の資金収支計画を策定し、その内容を踏まえて単年度の資金収支計画および予算を作成している。中長期と単年度を連動させた資金管理の枠組みを整えている。 6) 保育計画・行事計画・食育計画等の各種事業計画は年度末に職員意見を集約して作成し、現場の声を反映した実効性の高い計画策定を行っている。作成後は新年度開始時の4月会議で全職員へ周知し、共通認識の下で業務にあたっている。年度途中も必要に応じて確認・修正を行っている。各種計画は共有フォルダで管理し職員が自由に閲覧でき、園児管理システムで日次・月次の予定も確認できるようになっている。 7) 保護者へは年間行事計画をおたよりで配布し周知している。あわせて中長期の運営状況についても理解が得られるよう、予算書・決算書を園の玄関に保管・掲示し、閲覧できる環境を整備している。園だよりでは行事予定に加え、近隣の工事情報や第三者評価の実施についても知らせ、必要な情報を継続的に提供している。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
			9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A
[自由記述欄] 8) 乳児クラスや幼児クラスごとに現場職員が定期的な話し合いの場を設け、日々の保育内容の振り返りを実施している。加えて、年度末には施設全体で自己評価を行い、保育の質を組織的に振り返っている。自己評価の結果はホームページにて公表し、外部への情報発信も行っている。また、職員ごとに年度末に人事評価・面談を実施し、個別の振り返りと専門性の向上につなげている。職員はキャリアアップ研修に積極的に参加している。費用は法人が負担している。発達支援に関する研修は必ず受講している。 9) 年度末に職員ごとに人事評価と面談を実施し、課題を明確化したうえで、必要に応じて研修の受講を促し、職員の資質向上と業務改善につなげている。日々の保育実践についてはドキュメンテーションにより可視化し、振り返りを通じて保育の質の向上に努めている。また、毎年実施する保護者アンケートの結果を職員間で共有・協議し、利用者の声を反映した改善活動を行っている。職員はドキュメンテーションに関する研修に参加し、取り組みの文書化や記録について学ぶ場を設けている。自己評価については、不十分な点を日々の業務の中で改善している。					

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	A

【自由記述欄】

10) 4月の新年度会議にて、園長が各種事業計画(保育・行事・食育等)の責任者であることが明文化され、全職員に周知されている。組織図やキャリアパス、運営規定にも役割が明記され、体制が整備されている。さらに、月1回の職員会議でも説明が行われ、理解の促進が図られている。防災組織においても緊急時の役割分担が明記されている。

11) 4月の新年度会議にて、就業規則の読み合わせや個人情報保護に関する誓約書の確認を通じて、法令遵守の重要性について職員へ周知を行っている。加えて、園長が社内共有システムを活用し、法令遵守に関する情報を定期的に発信・啓発している。今年度から園児の体操服の名札を小さくする工夫をしている。法改正があった場合は副園長が情報を収集し、共有フォルダで全職員が確認できるようにしている。

12) 年度末に職員ごとに人事評価・面談を実施し、園長が評価結果をフィードバックすることで、職員個々の保育の質向上に取り組んでいる。また、乳児クラスや幼児クラスなどのグループ単位で定期的な話し合いの場を設け、現場から内容や問題点の報告を受けている。園長自らが課題解決にあたることで、職員間の連携強化とともに、職場全体の保育の質向上に寄与している。日々の業務でも意見を聞くようにしている。

13) 保育の質向上と働きやすい職場環境の実現に向け、経営状況やコストバランスを考慮した上で必要な職員の募集・採用を行い、人員体制を強化している。また、毎月の職員会議では園長が業務改善や業務のICT化について、その意義を具体的な数値を交えて職員に説明し、自ら率先して業務改革を推進している。エアコンやプールの水の張りっぱなしなどはしないように指導している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされて いる。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

【自由記述欄】

14) 必要な職員募集・採用を計画的に行い、人員体制を充実させることで職員の業務負担を分散し、私生活との両立が図れる働きやすい環境を整え、職員の定着につなげている。新卒職員には指導係を配置し、育成計画を策定している。福祉人材育成認証制度の取得により、採用・定着に積極的に取り組んでいる。また、ハローワークや保育人材マッチングセンターを活用し、求人活動を強化している。無資格の保育補助職員も採用し、子育て支援員講習の受講を促すなど、育成支援体制も整備されている。

15) キャリアパスや階層別育成計画を策定し、全職員へ周知している。年度末には職員一人ひとりに対して人事評価・面談を実施し、個々の希望や課題を把握したうえで、人員配置や育成計画に反映させている。昇給については、就業規則にも明文化されている。求める人物像として、業務マニュアル内に「私たちのめざす保育」を明文化し、館内にも掲示されている。

16) 賞与支給時の面談を通じて、各職員の家庭状況や就業に関する希望を把握し、個別の状況に応じた働き方の調整に努めている。また、育児休業や介護休業の対象職員には個別面談を行い、制度の周知と活用を促すことで、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。令和6年度は育児休業取得者4名、取得率100%と高い実績があり、介護に関しては時差出勤制度を1名が活用している。有休消化は年8日の取得を推進している。誕生日休暇制度を設け、特別休暇として制度化している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	A	A	

[自由記述欄]

17) 賞与支給時や年度末の人事評価面談において、職員一人ひとりの目標設定や進捗状況の確認を行い、自己成長を支援する体制を整えている。また、毎月キャリアアップ研修の開催日程を職員に伝達し、個々の希望や勤務状況に応じた受講調整を行うことで、無理なく継続的な学びを支援している。研修派遣一覧表を整備し、誰がどの研修に参加したかを把握している。研修修了一覧表により、キャリアアップ研修の習熟状況を管理している。

18) 階層別人材育成計画を策定し、勤続年数や職務内容に応じて職員に求められる能力を明確化している。また、毎月キャリアアップ研修の開催日程を職員に伝達し、個々の希望や業務状況に応じて受講調整を行っている。

19) 毎月、キャリアアップ研修の開催日程を職員に伝達し、個々の希望や業務状況に応じて受講調整を行うことで、職員の主体的な学びを支援している。また、不定期ではあるが園内研修の実施や保育に関する記事の回覧を行うなど、内部研修の機会も設けている。研修後には研修レポートを作成し、職員間で回覧を行っている。

20) 実習生の受入にあたっては、「実習ハートブック」を活用し、実習生としての心構えや留意点を明示している。また、オリエンテーション時には希望する年齢クラスのデイリープログラムを事前に渡し、実習の流れや保育内容を理解したうえで参加できるよう配慮している。個人情報については、誓約書を交わすようにしている。地域の中学生の職場体験の受け入れをしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A

[自由記述欄]

21) 毎年、社会福祉法人の現況報告書等情報検索システムを通じて財務諸表を公表している。法人ホームページには当該システムへのリンクを設置し、保護者や関係者がいつでもアクセスできる環境を整えている。第三者評価の受診結果もホームページ上で公開している。苦情や意見があった場合は園だよりに掲載して開示し、情報公開の姿勢を明確にしている。

22) 毎年5月の理事会・評議員会の開催前に、監事による財務諸表等の監査を実施しており、適切な財務管理とガバナンスの強化に努めている。また、毎月1回、外部の税理士法人の担当者によるチェックも受けている。京都府の運営指導が毎年行われており、財務や処遇について適切に指導を受けられる体制がある。経理規定を整備し、会計を適切に運営している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A	
	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	A	A	
	27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	A	A	

[自由記述欄]

23) 地域の敬老会や田辺城まつりには、コロナ禍による中止期間を除き、毎年継続して参加している。さらに、近隣河川の橋新設セレモニーやクルーズ船の寄港セレモニーなど、行政から依頼のあった地域行事にも積極的に参加している。

24) 近隣の中学・高校からの職場体験などボランティア受け入れは、依頼があった際に積極的に対応している。受け入れ時は業務マニュアル内のボランティア受け入れマニュアルに基づき実施し、対応手順を明確にした体制で運用している。

25) 舞鶴市発行の地域資源パンフレットを活用し、支援や見守りが必要な園児については福祉事務所、子ども相談センター、療育センター、発達支援施設等の関係機関と連携し、適切な対応に努めている。必要に応じた情報共有を行う体制を整え、関係機関との連携による支援を実施している。

26) 親子通園支援事業を通じて未就園家庭の子育て相談や園庭開放を実施し、地域の子育て支援と交流の場を提供している。AEDマップや京都の年齢マップのホームページにAED情報を登録し、近隣住民への周知を図るなど緊急時対応にも配慮している。さらに行政補助を活用し、災害時の緊急避難所としての機能強化に取り組んでいる。

27) 毎年実施している利用者アンケートや親子通園支援事業を通じて、未就園家庭を含む福祉ニーズの把握に努めている。理事・評議員には地域住民が多数参画し、理事会・評議員会を通じて地域ニーズを把握する体制を整えている。さらに、老人会への参加など地域の要望にも積極的に応じ、地域との関係づくりを継続している。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]
 28) プライバシーや人権については業務マニュアルに整理し、職員への啓発を継続的に行っている。また、キャリアアップ研修や行政主催の研修会へ積極的に参加し、子どもの主体性を尊重した保育の理解を深め、日常保育の中で実践している。
 29) プライバシーや権利保護、虐待が疑われる場合の対応については、業務マニュアルに「保護者と話をする時」「プライバシーの尊重と保護」が整備されており、通報先も明記するなど体制を整備している。不適切保育に関する園内研修や事例共有も定期的実施し、子どもの権利保護に向けた職員の意識向上に努めている。また、写真販売や行事写真については、個人情報保護の観点からSNS等への掲載を防ぐため、保護者への注意喚起を継続的に行っている。
 30) ホームページに保育理念や施設案内を掲載し、誰でも必要な情報にアクセスできる環境を整えている。日常の保育風景については、子どもたちのプライバシーに配慮しつつ、写真付きブログ形式で定期的に発信し、保育の雰囲気や広く伝えている。また、園見学については従来の電話申込に加え、ホームページ上に申込フォームを設置し、利用希望者の利便性向上に取り組んでいる。
 31) 保育内容の変更については、保護者用アプリのおたより機能を活用し、全保護者に対して迅速かつ確実な周知を行っている。必要に応じて事前にアンケートや希望調査を実施し、保護者の意向を反映する姿勢が見られる。重要事項説明書や運営規定は入園時の配布に加え、最新版を玄関に掲示することで、いつでも閲覧可能な環境を整備している。また、「園のしおり」「施設説明書」「重要事項説明書」も整備されており、保護者への説明に使用されている。
 32) 全園児に対して舞鶴市指定様式の保育要録を作成しており、転園時には転園先の園へ適切に要録を提出している。児童の発達状況や支援内容の引き継ぎが円滑に行われている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	A	A
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	B

[自由記述欄]
 33) 苦情相談窓口および第三者委員については、重要事項説明書に明記しており、入園時の配布に加え、最新版を玄関に掲示している。毎年年度末には匿名の利用者アンケートを実施し、利用者の声を把握する取り組みも行っている。保護者全体に関わる苦情については、対応内容とあわせて保護者アプリを通じて全家庭に公表している。業務マニュアル内に苦情・脅迫電話対応マニュアルが整備されており、電話等の対応方法が整備されている。
 34) 保護者アプリの連絡帳機能に自由記入欄を設け、保護者がいつでも意見や質問を発信できる体制を整えている。さらに、毎年年度末には匿名の利用者アンケートを実施し、保護者の声を幅広く収集している。登降園時にはクラス担任等が日常的に相談に応じており、必要に応じて個別懇談の機会も設けている。
 35) 毎年年度末に実施している匿名の利用者アンケート結果は、職員間で共有し、検討の場を設けている。その内容を次年度の運営計画に反映させることで、保護者の意見を運営に活かす仕組みが整っている。一方、苦情が発生した場合の対応手順は明文化されていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A	A

[自由記述欄]

36) 事故が発生した場合の「業務マニュアル」「事故発生時の対応マニュアル」が整備されている。事故記録やヒヤリハットの内容は、管理システムや共有フォルダに記録されており、園内のどのパソコンからでも職員が閲覧可能な体制が整っている。また、他園で発生した事故やアレルギー誤食・誤飲などの事例を収集し、定期的に職員へ回覧することで、職員の危機管理意識の向上と再発防止に努めている。

37) 感染症発生時には、保護者アプリを活用してクラス名・人数・感染症名を都度全家庭に周知し、迅速な情報共有による感染拡大防止に努めている。さらに、感染症ガイドラインを定期的に配信し、登園を控えるべき症状や登園基準を明確に伝える取り組みも行っている。園内では、日々の消毒や嘔吐物処理をマニュアルに沿って実施し、感染対策が徹底されている。また、保健所主催の研修会にも参加し、最新情報を職員間で共有している。BCPも整備されている。

38) 災害発生時に備えて業務継続計画(BCP)を作成し、福祉施設として災害時にも迅速に開園できる体制を整えている。毎月1回の避難訓練を継続的に実施しているほか、年1回は舞鶴西消防署の協力を得て防災学習会を開催し、職員と子どもの防災意識の向上に努めている。

39) 防犯カメラを複数台常備している。不審者侵入時の対応マニュアルが整備されており、不審者対応として、職員間でのみ通じる暗号を設定し、速やかな避難・施錠対応ができるよう訓練を実施している。また、登降園時間帯を除き、最終出入口は電子錠で常時施錠し、保護者には解錠用QRコードを配布。来訪者にはインターホンで氏名確認を行うことで、関係者以外が敷地内に入れない安全管理体制が確立されている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	A	A
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	A	A
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	A	B

[自由記述欄]

40) 標準的な実施方法の文章化として、「業務マニュアル」が整備されており、職員がいつでも確認できる体制を整えている。新卒職員採用時には『新人職員育成計画』を策定し、段階的に保育内容を習得できるよう教育体制を構築されている。

41) 毎月1回程度、現場職員による話し合いを行い、保育の標準的な実施方法について検討を重ねている。検討内容は園長等に報告され、職員会議にて全体的な協議が行われる体制が整っている。保護者に直接関わる内容については、不定期にアンケートを実施し、利用者の意向も適切に反映されており、現場と管理側、利用者の意見を取り入れた運営が実現できている。

42) 全体の指導計画に基づいて個別指導計画を作成し、システム上で記録・管理することで、計画的かつ継続的な保育の実施が可能となっている。5歳児については全家庭、5歳児未満は希望家庭に対して個別面談を行い、保護者のニーズや意向を丁寧に把握し、指導計画に反映している。計画作成の責任者は担任である。

43) 指導計画は複数の担任で内容を確認し合う体制が取られており、保育の質の均一化と内容の適正化が図られている。必要に応じて主幹教諭が評価・助言を行うことで、専門的な視点からの改善や指導も行われており、計画の質の向上につながっている。

44) 指導計画はシステム上に登録されており、全職員がいつでも閲覧・共有できる体制が整っている。また、指導要録ファイルについても園内のどのパソコンからでもアクセス可能で、情報共有が円滑に行われている。

45) 園児の情報は管理システムで一元管理されており、一定時間無操作で自動ログアウトする仕様により情報セキュリティにも配慮されている。職員には毎年情報漏洩に関する誓約書への確認・署名を義務付けており、意識の徹底が図られている。保護者には年度初めに、写真や名前の掲載可否を文書で確認し、SNS等への写真投稿を控えるよう定期的に啓発するなど、個人情報保護への多面的な取り組みが実施されている。しかし、開示請求については、整備されていない。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	A	A
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A	A
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A	A
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	A
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A	A

[自由記述欄]
 46) 各種計画は、保育指針や園の理念、子どもの発達段階を基に、主幹教諭が現場職員の意見を取り入れながら作成している。作成された計画は園長が確認し、定期的に職員間でミーティングを行い、見直しを実施している。
 47) 毎年、薬剤師による水質・換気・照度などの環境検査を実施し、問題があった場合は即時対応している。園内の清掃・消毒は毎日担当者を決めて実施しており、衛生的な環境維持に努めている。設備面では、パーティションや机などの不足が現場職員のミーティングで報告された際、予算との調整を図りつつ迅速に対応する体制が整っている。清掃については、パートの方が朝夕に来られている。
 48) 支援児や見守りが必要な家庭に対しては、計画や指導案に基づいた個別対応を行っている。不適切保育を防ぐため、定期的に関連研修や記事の回覧を実施し、職員の意識向上に努めている。また、保育士が子どもに丁寧に関われるよう、人員体制を強化しており、法定配置基準の2倍以上の職員を配置するなど、質の高い保育の提供が実現できるよう取り組んでいる。
 49) 保育士が子ども一人ひとりに丁寧に関われるよう、保育に関わる職員を増員し、現在は配置基準の最低職員数の2倍以上を配置している。
 50) 保育環境は現場職員のミーティングを通じて見直しを行い、子どもが主体的に活動できるよう柔軟に整備している。乳児は毎日、幼児は週3日程度、保育内容をドキュメンテーションで可視化し、振り返りや改善に活用している。運動面では年7回程度講師を招き、保育士が学んだ環境設定や指導方法を日常保育に反映しており、継続的な保育の質の向上が実現できている

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	A	A

[自由記述欄]
 51) 0歳児が安全・安心に過ごし、保育士との安定した愛着関係を築けるよう、配置基準より1名多く職員を配置している。また、保護者には毎日、写真付きのドキュメンテーションを配信することで、保育の様子を視覚的に共有し、家庭との連携を強化している。
 52) 1・2歳児が安全・安心に過ごし、保育士との愛着関係を形成できるよう、配置基準より1名多く職員を配置している。子ども一人ひとりへの丁寧な関わりが可能となり、情緒の安定や発達に良好な環境が整っている。また、保護者には毎日写真付きドキュメンテーションを配信し、保育内容を視覚的に伝えることで理解を深め、家庭との連携が密に図られている。
 53) 3歳児以上の子どもたちが安全・安心に過ごし、主体的に活動に取り組みめるよう、配置基準より1名多く職員を配置している。子ども一人ひとりの興味や発達に応じた支援が可能となり、自主性や社会性を育む環境が整っている。また、保護者には週3回程度、写真付きのドキュメンテーションを配信し、保育内容を視覚的に伝えることで理解を深め、家庭との連携を図っている。
 54) 支援の必要な子どもに対しては、個別の支援計画を作成し、日々の保育に反映して対応している。行政と密に連携を取りながら、必要に応じて加配保育士を配置し、専門的かつ継続的な支援体制を整えている。通常は希望者のみとする5歳児未満の個別面談についても、支援が必要な家庭には園から積極的に声掛けを行い、個別面談を実施するなど、家庭支援にも丁寧に取り組んでいる。
 55) 16時以降の合同保育では、子どもたちが安心してゆったり過ごせるよう、人数に応じて乳児と幼児に分かれて2部屋で保育を行い、適切に職員を配置している。17時以降、正職員が退勤した後も、遅番担当の正職員に伝達事項を確実に共有し、保護者への情報伝達に漏れないよう配慮されている。また、18時以降の延長保育ではおやつを提供するなど、子どもの生活リズムや安心感に配慮した保育が実践されている。
 56) 小学校担当職員と年長担任が事前に話し合いを行い、計画的に連携活動を実施している。年長児が就学後の生活に見通しをもてるよう、小学校訪問の機会を設けるなど、実際の環境に触れる機会が提供されている。また、保護者にはドキュメンテーションを通じて連携活動の様子を伝え、家庭との情報共有にも配慮している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A	A
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A	A
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	A
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	A

【自由記述欄】

57) 年度初めに各家庭から既往歴や予防接種歴を記入してもらい、管理システム上に登録・更新することで、子どもの健康情報を的確に把握している。毎年度、健康保健計画を策定し、それに基づいた日々の保育を実践しており、計画的な健康管理が行われている。また、保護者には『感染症ガイドライン』の一部を抜粋した資料を定期的に配信し、登園基準等を共有することで、感染症予防に向けた家庭との連携も丁寧に図られている。

58) 診断結果は管理システムに登録され、全職員が確認できる体制が整っており、子どもの健康管理において迅速かつ確かな対応が可能となっている。診断結果は保護者に対しても健康手帳に記載して持ち帰ってもらい、家庭での確認を促すことで、保護者との情報共有が確実に行われている。

59) アレルギー疾患については、入所時に保護者から情報を収集し、適切な対応を行っている。食物アレルギーに関しては、医師の診断書に基づき除去食や解除の判断を行い、安全性に配慮している。また、アレルギーのある子どもは専用の席で食事をを行い、除去食は給食職員と保育士がダブルチェックを実施するなど、全職員で安全管理を徹底している。通常の投薬は控えているが、緊急時や慢性疾患に関する薬は医師の所見をもとに対応している。また、消防訓練時には消防隊員から救急救命の方法を年に一回学んでいる。

60) 毎年度、食育計画を作成し、それに基づいて計画的に食育活動を実施している。3歳児以上の子どもを中心に園内菜園活動を行い、野菜への興味や愛着を育む取り組みがなされている。また、菜園活動やクッキング体験などの様子はドキュメンテーションを通じて保護者にも共有されており、家庭との連携を図りながら、食への関心を広げる食育が実践されている。

61) 乳児については、保育者が子どもの体調や様子を見ながら食事量を調整し、無理なく食事ができるように配慮されている。一方で、幼児には就学後を見据え、自分で完食できる量を自己申告し調整する機会を設けており、主体性と食への意欲を育む取り組みがなされている。また、給食職員は基準上2名の配置であるところ、正職2名・パート2名の計4名を配置し、子ども一人ひとりの喫食状況に応じたきめ細かな対応が可能となっている。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	A	A
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A	A
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	A	A
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A	A

【自由記述欄】

62) 連絡帳アプリには自由記入欄を設け、家庭からの相談や要望を随時受け付けられる体制が整っており、保護者との双方向のコミュニケーションが図られている。乳児には毎日、幼児には週3日程度、保育内容を写真付きドキュメンテーションとして可視化し配信することで、保護者が園での様子を具体的に把握できるよう工夫されている。

63) 連絡帳アプリに自由記入欄を設けることで、家庭からの相談や要望を随時受け付け、保護者との継続的なコミュニケーションが図られている。5歳児は全家庭、5歳児未満は希望する家庭に対して個別面談を実施し、保護者のニーズや意見を丁寧に受け止め、保育に反映している。

64) 見守り家庭に対しては、朝の視診や送迎時の保護者の様子を丁寧に観察し、気になる点があれば即時に関係機関と情報を共有する体制が整っている。関係機関とは定期的に見守り家庭の子どもの状況を文書でまとめて共有し、継続的な支援につなげている。

65) 年度末に職員自身による自己評価を実施し、その内容を基に面談を行い、管理者からの評価とあわせてフィードバックを行っている。自己評価を通じて職員が自身の保育を振り返る機会となっている。「面談実施結果報告書」が整備されており、保育の実践について自己評価を行い、スキルアップに繋げる仕組みが整えられている。